

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 三 秋田県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例及び市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

令和六年十月十一日

秋田県知事 佐竹敬久